

マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について

マイナンバーカードについては、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」という政府の方針を踏まえ、国からの財政支援等により、各自治体において様々な普及促進施策や交付体制の強化等が実施されてきた。

しかし、令和5年度以降においても、マイナンバーカードの交付や更新、電子証明書の更新業務等を継続的に行う必要があるため、窓口等における事務処理体制を維持しなければならず、引き続きの財政支援が求められる。

そもそも、マイナンバーカードは社会全体のDXを進める上で重要なデジタル基盤であり、その取得促進及び継続的な利活用に向けて、カードの活用に資する全国的なサービスを提供していく必要がある。運転免許証等との一体化やスマートフォンへの一部機能の搭載等、多角的な議論が進められているが、住民にとって、マイナンバーカードの取得が利便性向上に繋がったと感じられるよう、マイナポータルのさらなる活用をはじめ、全国統一で利用できる魅力あるサービスを大幅に拡充する必要がある。

これに関連して、国が令和4年度中の実現を目指している「引越しワンストップサービス」は、マイナポータルを利用して手続きの負担軽減を図るものであり、転出・転入が多く発生している首都圏の自治体にとって、住民の利便性のみならず、行政の業務効率化においても非常に重要なところである。

しかし、同サービスのうち、転入に関する手続きについては、転入者がマイナポータルを通じて「転入予約」ができるとする一方、転入先自治体においては、その転入予約情報により「転入手続きの事前準備が可能になる」というものに留まるものであり、実質的に転入手続きが簡素化されるものにはなっていない。

また、転入先の自治体が事前に受け取ることのできる情報も限定的であるため、それにより可能となる事前準備も決して多くはない。

現在、令和7年度末を目標に「自治体情報システムの標準化・共通化」を進めているところであり、標準化後は同サービスと各業務システムとの連携強化等も図られるものと想定されるが、より市民の利便性向上と自治体業務の効率化に資するものとするためには、

どの程度手続きの簡素化が可能となるのか国において検討・整理し、同サービスに係る今後の方針を早期に示すとともに、自治体においても実務上の対応について今から検討を進めていく必要がある。

以上のことから、次の事項を要望する。

- 1 マイナンバーカードの交付や更新等に係る事務経費については、令和5年度以降も必要な財政支援を講じること。
- 2 マイナンバーカードの普及促進及び取得後の継続利用（更新）に関連して、全国統一的に活用できるサービスの拡充を図るとともに、それに伴うシステム導入及び改修に要する費用について十分な財政的措置を講じること。
- 3 「引越しワンストップサービス」については、住民の利便性向上と業務効率化に資するものとなるよう、「自治体情報システムの標準化」後における各業務システムとの連携等を含め、同サービスに係る今後の具体的な方針を早期に示すこと。

令和4年 月 日

総務大臣 寺田 稔 様
デジタル大臣 河野 太郎 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎